

不適正な業務執行事案（買取り証明書の誤交付）の発生について

1. 事案の概要（誤交付の内容等）

建設課所管の都市再生整備計画事業における事業用地の買収及び建物等の移転補償に関わり、譲渡所得の課税の特例適用のため、町が被買収者等に対して交付していた買取り証明書の一部について、税務署の事後調査により、誤った様式で交付していたことが判明しました。

これにより、被買収者等のうち、令和2年度において証明書の誤交付を受けた3件の相手方については、遡って税控除が適用外となり、追加の所得税等及び延滞金が課せられたものです。

事案の発生を受け、町では、直ちに3件の相手方に事情説明等を含めお詫びを申し上げるとともに、この間、町としての補償対応を含めた協議を進めてきましたが、今般、令和5年度栗山町議会定例会9月定例会議において、当該追加の所得税等及び延滞金相当額を、町が補償金として支払うことで相手方と和解するべく関連議案を提出し、議決を得たものです。

2. 事案発生の原因

都市再生整備計画事業においては、その事業内容によって課税の特例要件が異なる2種類の証明書（※1）が交付されるべきところ、証明書作成段階において確認行為が不十分であったことから、その全てを5,000万円控除の証明書として交付していたものです。

また、各3件の相手方との移転補償等の交渉時においても、町として、上記税控除に関する適切な説明がなされないまま契約締結に至っていた状況であります。

これにより、3件の相手方（本来は1,500万円控除の対象者）については、遡って税控除の適用外となり、税の修正申告、追加納付等が求められたものです。

- ※1 ①5,000万円控除の証明書（用地買収及び建物の移転補償の両方が対象）又は、
②1,500万円控除の証明書（用地買収のみが対象）

3. 町の対応（補償等）

本事案の発生は、町による一方的な事務誤りによるものであり、相手方には何ら過失が無いことを踏まえ、当該追加の所得税等及び延滞金相当額を、町が補償金として支払うことで3件の相手方と和解することとしたものです。

◎補償金の額（3件の合計）：3,558,700円

なお、今般の不適正な業務執行により、公務に対する町民の信頼を大きく損ね、本町の信用を失墜させた責任としての特別職給料の減給や関係職員の処分につきましては、町議会が実施する調査及び協議の結果も踏まえ、今後厳正に対応してまいります。

4. 再発防止等の対応

法令等に基づく適正な業務遂行の徹底、事務処理体制及びチェック体制の強化、管理監督職の適正な業務・執行管理などマネジメントの強化、コンプライアンス研修会の継続実施など、再発防止策を講じるとともに、業務の効率性及び信頼性向上のため、事務処理ガイドライン等の早期整備を進めていきます。